

# 農林漁業用 国産A重油石油石炭税 還付制度

## 利用手続きの流れ

### ご存知ですか？

農林漁業用国産A重油石油石炭税還付制度のこと

農林漁業用国産A重油石油石炭税還付制度は、  
農林漁業振興を目的とし  
平成元年度に創設されました。

この制度は

国産A重油を農林漁業に使用した場合、  
使用量に相当する石油石炭税を  
納税義務者に戻す制度です。

そのため、

税の還付を受けるためには、  
国産A重油が確実に農林漁業の特定用途に  
使用されたことを確認する必要があり、  
石油組合では財務省の了解を得て、  
登録業者から提出される書類(購入証明総括表)に  
基づき、国産A重油がハウス栽培や  
漁船の燃料に使われたことを確認しています。

少しでも国産A重油を  
農家や漁業者などの需要家に販売している方は  
所属する石油組合にご連絡ください。

なお

この制度を利用する場合は、右記のような流れで

### 手続き と 事務処理

が必要となります。詳しくは  
所属する石油組合へご相談ください。

農林漁業用軽油還付制度、海運用燃油還付制度に  
ついては所属する石油組合にお問合せください。

## Q1 農林漁業用に国産A重油を 販売していますか？

例 ハウス栽培の加温燃料として  
**農家**に販売している。

酪農用の  
ボイラー燃料として  
販売している。

樹苗育成用の  
ボイラー燃料として  
販売している。

漁船の燃料として  
**漁船**に販売している。

養殖用の  
ボイラー燃料として  
販売している。



農林漁業用には一切  
A重油を販売していない。

本制度の対象とは  
なりません。

## Q2 石油組合に 登録していますか？

所属する石油組合に、農林漁業用  
国産A重油の販売に係る  
**登録**をしている。



各給油所(事業所)が  
登録しているかどうか  
不明な場合は、所属する  
石油組合にお問合せ  
ください。

**登録**していない。

## !3 登録をお願いします

所属する石油組合に“国産A重油の登録をしたい”と  
**連絡**をお願いします。

但し、複数の給油所(事業所)を運営する企業では、A  
給油所、B給油所両方の給油所で農林漁業者にA重油  
を販売している場合、2つの給油所(事業所)を登録す  
る必要がありますので、ご注意ください。

後日連絡を受けた石油組合より、「登録申請書」が送付  
されますので、所要事項を記入の上、石油組合に

**返送**をお願いします。

「登録申請書」を返送すると石油組合より8桁で構成さ  
れた“登録番号”が提示されます。この登録番号は給油所  
(事業所)の固有番号として付与され、事務処理に必要不  
可欠のもので、誤りのないようにしてください。

登録番号例: **01-0123-01**

都道府県コード 事業所コード 元売コード

## !4 「購入証明総括表」を月毎に 作成をお願いします

登録された給油所(事業所)は、毎月「購入証明  
総括表」を作成していただくことになります。

「購入証明総括表」には、農林漁業用A重油を

- ①いつ (販売日)
- ②誰に (販売先の名前、住所、電話番号)
- ③どれだけ (販売数量)、  
販売したかを記入していただきます。  
また、「購入証明総括表」は、1ヶ月間のA重油  
の販売を、取引毎に記入してください。

上記の内容を  
記載した  
「購入証明総括表」は、  
1ヶ月分を全て  
**翌月10日までに**  
所属する石油組合に  
提出していただきます。

## !5 「購入証明総括表」の作成 とあわせて、「受払台帳」を記帳し 保存をお願いします

石油石炭税還付制度は、法律に定められたもの  
ですので、登録された給油所(事業所)の方々に  
農林漁業用にどれだけ販売したのか記帳する義務  
が課せられています。  
このため、「受払台帳」を備え1ヶ月毎の販売先、  
販売数量を記帳して7年間保存することが求め  
られています。



# 農林漁業用軽油 地球温暖化対策税還付制度

## 利用手続きの流れ

### ご存知ですか？

農林漁業用軽油の地球温暖化対策税還付制度のこと

農林漁業用軽油の地球温暖化対策税還付制度は、農林漁業者の負担軽減を目的に平成24年度に創設されました。

この制度は、軽油が農林漁業者へ販売され、農林漁業の用途に使用された場合に、使用量に相当する地球温暖化対策税の相当額を製造者又は承認輸入者に還付される制度です。

全石連では農林水産省への交付申請者として、登録業者から提出される書類「農林漁業用軽油使用数量確認証」(以下：確認証)に基づき、農林漁業用に使用されたことを確認した上で農林水産大臣に対して用途証明申請を行います。

少しでも軽油を農林漁業者に販売している方は各都道府県石油組合にご連絡ください。

なお、この制度を利用する場合は、右記のような流れで

### 手続き と 事務処理

が必要となります。  
詳しくは各都道府県石油組合へご相談ください。

免税証(見本)



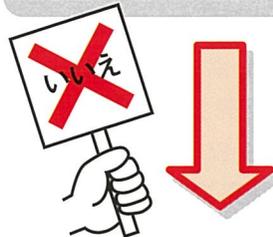
国産A重石油石炭税還付制度・海運事業用燃料還付制度についても各都道府県石油組合にお問い合わせください。

## Q1 農林漁業用に軽油を販売していますか？

- 例** 農業用の動力燃料  
・トラクター、田植機等の動力  
林業用の動力燃料  
・育林業、素材生産業  
・積載式、架線式の集材用機械  
・伐倒、枝払い、玉切、集積用機械  
(その他運搬専用車両は対象外)  
漁業用の動力燃料  
・漁船等の動力として販売している。

確認証を作成する際は軽油引取税免税証(免税証(見本)参照)の業種名欄に「農」「林」「漁※」のいずれかの記号が付されているものが対象となります。

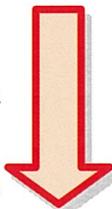
※遊漁船業・取締船は対象外



**本制度の対象とはなりません。**

## Q2 石油組合に登録していますか？

※各給油所(事業所)が登録しているかどうか不明な場合は、各都道府県石油組合にお問合せください。



## 3 登録をお願いします。

各都道府県石油組合に「農林漁業用軽油の登録をしたい」と

### 連絡をお願いします。

但し、複数の給油所(事業所)を運営する企業では、複数の給油所で農林漁業者に軽油を販売している場合、販売している全ての給油所(事業所)を登録する必要がありますので、ご注意ください。

後日連絡を受けた石油組合より、「登録申請書」が送付されますので、所要事項を記入の上、石油組合に

### 返送をお願いします。

「登録申請書」を返送すると石油組合より8桁で構成された「登録番号」が提示されます。この登録番号は給油所(事業所)の固有番号として付与され、事務処理に必要不可欠のもので、誤りがないようにしてください。

登録番号例: **01-0123-01**  
都道府県コード 事業所コード 元売コード

## 4 「確認証」を四半期毎に作成をお願いします。

第1四半期4月～6月(7月提出)  
第2四半期7月～9月(10月提出)  
第3四半期10月～12月(1月提出)  
第4四半期1月～3月(4月提出)

登録された給油所(事業所)は、農林漁業用軽油を

- ①いつ (販売月)
- ②誰から買ったか (元売・商流を全て記載)
- ③どれだけ (販売数量) を記入してください。

注意  
通り提出は  
できません。

## 5 「確認証」の作成とあわせて「受払台帳」を記帳し保存をお願いします。

登録販売業者等は、農林漁業者が特定用途に使用する軽油を販売した時は購入・販売・返品に関する事項を記帳する義務が課されています。

このため、「受払台帳」を備え7年間保存することが求められています。

# 海運事業用燃料 (軽油・重油) 地球温暖化対策税還付制度

## 利用手続きの流れ

### ご存知ですか？

海運事業用燃料の地球温暖化対策税還付制度のこと

海運事業用燃料の地球温暖化対策税還付制度は、海運事業者の負担軽減を目的に平成24年度に創設されました。

この制度は、軽油・重油が「内航運送及び一般旅客定期航路事業の用(遊覧の用除く)」(以下：特定用途)に使用された場合に使用量に相当する地球温暖化対策税の相当額を製造者又は承認輸入者に還付される制度です。

全石連では国土交通省への交付申請者として、登録業者から提出される書類「海運事業用燃料油販売証明総括表」(以下：総括表)と海運業界団体から報告を受けた特定用途に使用された数量を突合し、本制度の対象となる数量を特定し、国土交通大臣に対して用途証明申請を行います。

少しでも海運事業用燃料を海運事業者に販売している方は各都道府県石油組合にご連絡ください。

なお、この制度を利用する場合は、右記のような流れで

### 手続きと事務処理

が必要となります。

詳しくは各都道府県石油組合へご相談ください。

国産A重油石油石炭税還付制度・農林漁業用軽油還付制度についても各都道府県石油組合にお問い合わせください。

**Q1** 海運事業用に軽油・重油を販売していますか？

**例** 内航運送の用  
・貨物船  
・油送船

一般旅客定期事業の用  
(遊覧の用は除く)

・フェリー  
・客船  
・高速船  
として販売している。



本制度の対象とはなりません。

**Q2** 石油組合に登録していますか？

※各給油所(事業所)が登録しているかどうか不明な場合は、各都道府県石油組合にお問合せください。



**3** 登録をお願いします。

各都道府県石油組合に「海運事業用燃料の登録をしたい」と

連絡をお願いします。

但し、複数の給油所(事業所)を運営する企業では、複数の給油所で海運事業者に軽油・重油を販売している場合、販売している全ての給油所(事業所)を登録する必要がありますので、ご注意ください。

後日連絡を受けた石油組合より、「登録申請書」が送付されますので、所要事項を記入の上、石油組合に

返送をお願いします。

「登録申請書」を返送すると石油組合より8桁で構成された「登録番号」が提示されます。この登録番号は給油所(事業所)の固有番号として付与され、事務処理に必要な不可欠のもので、誤りがないようにしてください。

登録番号例: **01-0123-01**

都道府県コード 事業所コード 元売コード

**4** 「総括表」を四半期毎に作成をお願いします。

第1四半期4月～6月(7月提出)  
第2四半期7月～9月(10月提出)  
第3四半期10月～12月(1月提出)  
第4四半期1月～3月(4月提出)

登録された給油所(事業所)は、海運事業用燃料(軽油・重油)を

**1** いつ

(販売月)

**2** 誰から買ったか

(元売・商流を全て記載)

**3** どれだけ

(販売数量)

を記入してください。

注意  
通り提出は  
できません。

**5** 「総括表」の作成とあわせて「受払台帳」を記帳し保存をお願いします。

登録販売業者等は、海運事業者が特定用途に使用する軽油・重油を販売した時は購入・販売・返品に関する事項を記帳する義務が課されています。このため、「受払台帳」を備え7年間保存することが求められています。